

独立行政法人の整理合理化案

府 省 名		国土交通省						
法人名	類型名（区分）	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置					組織の見直しに係る 具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等 の適用	他法人等への 移管・一体的実施	その他	
独立行政法人 空港周辺整備機構	公共事業執行型	緑地造成事業					業務運営の効率化、業務の質の向上を図る。これまでの取組としては、平成17年度に共同住宅事業を終了したほか、一般管理費の大幅削減等の措置を講じてきたところであるが、今後も、独立行政法人空港周辺整備機構の事業、組織全般について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行う。 具体的には、大阪国際空港において中村地区整備事業等が終了することから、地元要望が強いにもかかわらず、整備が立ち遅れている緑地造成事業について重点化を図るとともに、移転補償事業のきめ細かな事前対応、民家防音事業の工事積算方法の簡略化等により事務手続きの迅速化・効率化を図る。また、再開発整備事業や代替地造成事業については、土地保有リスクの低減を図りつつ、移転者のニーズ等に即した事業の実施を図る。 さらに、次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、事業執行の更なる効率化等を検討する。	平成15年10月の独立行政法人への移行後、平成19年4月1日までの間に9名の人員削減(99名→90名)、大阪事業本部において1課削減を行ってきたところであるが、今後も、現中期目標期間中の平成19年度に中村地区整備事業が終了すること、次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の更なる見直しを行っていく。
		移転補償事業						
	助成事業等執行型	民家防音事業						
	資産債務型	再開発整備事業						
		代替地造成事業						

独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-1)

法人名	独立行政法人空港周辺整備機構	府省名	国土交通省			
沿革	昭和42年 8月 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「騒防法」という。)制定 昭和49年 3月 騒防法改正 " 4月 大阪国際空港周辺整備機構設立 昭和51年 7月 福岡空港周辺整備機構設立 昭和60年 9月 両機構を統合して新たに空港周辺整備機構設立 平成15年 10月 独立行政法人空港周辺整備機構設立					
役職員数（監事を除く。）及び職員数 （平成19年1月1日現在）		役員数		職員数（実員）		
		法定数	常勤（実員）		非常勤（実員）	
		5人	5人	0人	86人	
国からの財政支出額の推移 （17～20年度） （単位：百万円）	年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
	一般会計	-	-	-	-	
	特別会計	2,855	2,825	2,729	2,122	
	計	2,855	2,825	2,729	2,122	
	うち運営費交付金	-	-	-	-	
	うち施設整備費等補助金	-	-	-	-	
		うちその他の補助金等	2,855	2,825	2,729	2,122
支出予算額の推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
		21,462	20,369	15,941	11,605	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） （17・18年度）		平成17年度		平成18年度		
		826,936,039円		436,084,017円		
		発生原因	独立行政法人への移行に際して行われた資産評価委員会において時価評価した結果、資産及び負債を合わせ2,450,736,134円の評価減となったため、独法開始貸借対照表において繰越欠損金1,164,606,635円となった。			
見直し案		現中期計画において繰越欠損金の30%圧縮を目標としているが、着実な事業進捗により平成18年度決算において中期計画を上回る約63%の圧縮を実現した。引き続き繰越欠損金解消に向け収支改善努力を行う。				
運営費交付金債務残高（17・18年度） （単位：百万円）		平成17年度		平成18年度		
		-		-		
行政サービス実施コストの推移（17～20年度） （単位：百万円）		平成17年度	平成18年度	平成19年度（見込み）	平成20年度（見込み）	
		2,733	2,375	3,051	2,266	
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）		空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しによる民家防音事業費及び再開発整備事業に係る補助金等の削減（見込み額については、見直し内容を今後検討することとしているため、現時点において額は未定）				
中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）		事業費の抑制については、現中期計画において、中期目標期間の最後の事業年度（平成19年度）において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5％以上（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15％以上）に相当する額を削減することとしており、平成18年度は移転補償事業・民家防音事業の処理の最盛期に当たっていたため約10％増（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については約53％削減）となっている。 一般管理費については、中期目標期間最後の事業年度（平成19年度）において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13％以上に相当する額を削減することとしており、平成18年度は約27％に相当する額を削減した。				

総括表(その2-2)

支部・事業所等	支部・事業所等の名称		福岡空港事業本部			
	所在地		福岡市博多区博多駅東2-17-5			
	職員数		30人			
	支部・事業所等で行う事務・事業名		福岡空港の周辺地域における、緑地帯の造成、騒音の影響の少ない施設の用に供する土地の造成・貸付、住宅の騒音防止工事に対する助成等			
	20年度 予算要 求額 (百万 円)	国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	421(13)			
		支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)	5,578(1,049)			

第 1 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

< 事務・事業関係 >

該当類型			公共事業執行型	助成事業等執行型	資産債務型
事務・事業名			緑地造成事業・移転補償事業	民家防音事業	再開発整備事業・代替地造成事業
事務・事業の概要			(緑地造成事業) 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う。 (移転補償事業) 周辺整備空港の設置者の委託により、第2種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除去により生ずる損失の補償及び土地の買い入れに関する事務を行う。	(民家防音事業) 周辺整備空港に係る第1種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に關し助成を行う。	(再開発整備事業) 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。 (代替地造成事業) 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転するものための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。
事務・事業に係る20年度予算要求額	国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)		国からの受託事業であるため該当しない	2,016,473 (588,617) 千円	105,757 (18,539) 千円
	支出予算額 (対19年度当初予算増減額)		(受託事業費) 緑地造成事業 2,418,835 (451,206) 千円 移転補償事業 4,300,434 (2,472,942) 千円	2,873,594 (890,854) 千円	再開発整備事業 767,076 (146,014) 千円
事務・事業に係る定員 (19年度)			35	35	13
(1) 事務・事業のゼロベースで見直し		民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の3以上、人員等)	該当なし	該当なし	該当なし
		廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	空港周辺環境対策事業は、航空機騒音被害を解消・軽減するための補償的事业であり、対策区域に被害住民が居住する限り事業を存続する必要がある、これを廃止すると騒音被害にさらされることにより周辺住民の理解が得られなくなり、円滑な空港運営・航空機の運航に著しく悪影響を及ぼすおそれがある。 また、移転補償事業、代替地造成事業、再開発整備事業、緑地造成事業及び民家防音事業の各事業間で相互に連携した一体的事業である。即ち、移転補償事業は、移転対象者に提供するための代替地造成事業と密接に関連しており、移転跡地における緑地造成事業と再開発整備事業は、調和に配慮し、一体として実施する必要がある。また、再開発整備事業又は緑地造成事業の実施にあたっては、移転補償により住居を移転するか、防音工事により現在の住居に居住することを継続するかといった状況を十分踏まえた事業の計画策定が不可欠であることから、民家防音事業についても一体として実施する必要がある。		
		事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要な事業	主要な事業	主要な事業

	事業開始からの継続年数	緑地造成事業 31年 移転補償事業 33年	民家防音事業 33年	再開発整備事業 33年 代替地造成事業 33年
	これまでの見直し内容	1. 昭和62年1月及び平成10年3月に騒音対策区域を縮小した。 2. 民家防音工事に係る工事単価について適宜見直しを行ってきた。 3. 代替地造成事業について、土地保有リスクの回避のため平成17年度までにすべての代替地の処分を行った。		
	国の重点施策との整合性	空港周辺環境対策事業は、社会資本整備重点計画（平成15年10月10日閣議決定）により、「空港の整備及び管理運営に伴う環境負荷のさらなる軽減に努め、空港と周辺地域との調和ある発展を図る。」とされており、国の重点施策として位置づけられていることから、各事業相互に連携した一体の事業である移転補償事業・代替地造成事業・再開発整備事業・緑地造成事業・民家防音事業は全て国の重点施策と整合性が図られている。		
	受益と負担との関係 （受益者・負担者の関係、両者の関係）	円滑な空港運営は、空港周辺環境対策により実現されているものであり、受益の範囲は、設置管理者である国のみならず、航空会社、空港利用者、さらには国民全体に及ぶものである。 なお、騒音被害者は、空港運営により生ずる外部不経済による損失を補償されているものであり、受益者ではない。		
	財政支出への依存度 （国費／事業費）	—	2,016百万円/2,874百万円 = 70.2%	106百万円/767百万円 = 13.8%
	これまでの指摘に対応する措置	別紙1に記載		
	諸外国における公的主体による実施状況	海外各国の空港周辺環境対策事業は以下のとおり。 （イギリス） 空港管理者が防音工事の補助を実施している。 （フランス） 国が防音工事の補助及び移転補償を実施している。 （ドイツ） 空港管理者が防音工事及び移転補償を実施している。 （オランダ） 空港管理者が防音工事を実施し、また、住宅移転を進めている。		
	財政支出に見合う効果 （効果が得られているか、その根拠）	大阪国際空港及び福岡空港の周辺対策事業は、特定飛行場の設置者たる国の責任において機構が実施するものであり、屋内環境基準がほぼ達成される等事業は着実に進捗しており、空港周辺環境は当初に比べ著しく改善され、その結果周辺住民の理解を得ることが出来、円滑な空港運営がなされていることから、財政支出に見合う効果が得られている。		
	事務・事業が真に不可欠かどうかの評価	真に不可欠	真に不可欠	真に不可欠

事務・事業の見直し案（具体的措置）	業務運営の効率化、業務の質の向上を図る。これまでの取組としては、平成１７年度に共同住宅事業を終了したほか、一般管理費の大幅削減等の措置を講じてきたところであるが、今後も、独立行政法人空港周辺整備機構の事業、組織全般について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行う。 （緑地造成事業） 大阪国際空港においては、共同住宅事業及び中村地区整備事業が終了することから、今後は、地元要望が強いにもかかわらず、整備が立ち遅れている緑地造成事業に重点を置き、事業の推進を図る。 また、福岡空港にあつては、周辺地域の実情に配慮し、国・地元自治体と調整の上、引き続き事業を推進する。 上記工事の実施にあたっては、契約方法の見直しを検討するとともに、その他についても国等の動向を踏まえ適切に対処しつつ経費の節減を図る。 （移転補償事業） 中村地区整備事業が終了する今後においても、騒音対策区域内に対象家屋がなお多く存在しており、航空機騒音の障害が生じている限り事業を継続する必要があるが、移転補償の申請に対しては、事前の相談等にきめ細かく対応することにより、補償業務執行の迅速化・効率化を図る。 更に次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、事業執行の更なる効率化等を検討する。	業務運営の効率化、業務の質の向上を図る。これまでの取組としては、平成１７年度に共同住宅事業を終了したほか、一般管理費の大幅削減等の措置を講じてきたところであるが、今後も、独立行政法人空港周辺整備機構の事業、組織全般について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行う。 （民家防音事業） これまでの工事積算方法が複雑で積算に時間を要していたため、これを簡略化する等により、事務手続きの迅速化・効率化を図る。 更に次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、事業執行の更なる効率化等を検討する。	業務運営の効率化、業務の質の向上を図る。これまでの取組としては、平成１７年度に共同住宅事業を終了したほか、一般管理費の大幅削減等の措置を講じてきたところであるが、今後も、独立行政法人空港周辺整備機構の事業、組織全般について、効率的な事業実施、地域住民に対するサービスの向上等を図る観点から、将来の事業見込み等にも留意しつつ見直しを行う。 （再開発整備事業） これまで、国から移転補償跡地を借り受けて行う事業（貸付型）と民間等の土地を取得して行う事業（譲渡型）を実施してきたが、今後は、貸付型に重点化して、土地保有リスクの低減を図る。 また、事業実施に当たっては、生活環境の改善に寄与するよう、都市計画・地域整備計画との整合をとり、地域・貸付対象企業のニーズに配慮しつつ、空港周辺地域の特性に合った施設の整備を実施する。 （代替地造成事業） 代替地長期保有リスクを回避する観点から、現中期目標期間中に代替地はすべて処分し、移転希望者が代替地を要望した場合には、不動産業者から提供を受けた情報を、移転希望者に提供することで対応してきた。 今後は、土地保有リスクの低減を図りつつ、移転補償が円滑に遂行されるよう、不動産業者に加えて、地方自治体等とも一層の連携をして、より多くの情報を提供することによって、移転者のニーズに即してサービスの向上を図る。 更に次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、事業執行の更なる効率化等を検討する。
	行政サービス実施コストに与える影響（改善に資する事項）	国からの受託事業であるため該当しない	民家防音事業費に係る補助金の削減等（見込み額については、見直し内容を今後検討することとしているため、現時点において額は未定） 再開発整備事業に係る補助金等の削減（見込み額については、見直し内容を今後検討することとしているため、現時点において額は未定）
	理由	空港周辺環境対策事業は、航空機騒音被害を解消・軽減するための補償的事业であり、対策区域に被害住民が居住する限り事業を存続する必要がある、これを廃止すると騒音被害にさらされることにより周辺住民の理解が得られなくなり、円滑な空港運営・航空機の運航に著しく悪影響を及ぼすおそれがあることから、事務・事業を廃止・縮小することは出来ない。	

(2) 事務・事業の 民営化の検討	民営化の可否		否	否	否
	可	事業性の有無とその理由	—	—	—
		民営化を前提とした規制の可能性・内容	—	—	—
		民営化に向けた措置	—	—	—
		民営化の時期	—	—	—
	否	空港周辺環境対策事業は、航空機騒音を生じさせる空港の設置・管理者が被害を受けた地域住民の負荷の解消又は軽減を図るという公共的・補償的性格を有する利益性のない事業であるため民営化は困難である。また、移転補償事業、代替地造成事業、再開発整備事業、緑地造成事業及び民家防音事業の各事業間で相互に連携した一体的事業であるため一部事業を切り離し民営化することも困難である。			
(3) 官民競争入札等の積極的活用	該当する対象事業		a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他	a施設の管理・運営、b研修、c.国家試験等、 d相談、e広報・普及戦略 f検査検定、g徴収、hその他
	今後の対応	官民競争入札等の実施の可否	否	否	否
		可	入札種別（官民競争／民間競争）	—	—
			入札実施予定時期	—	—
			事業開始予定時期	—	—
			契約期間	—	—
	否	導入しない理由	空港周辺環境対策事業は、航空機騒音を生じさせる空港の設置・管理者が被害を受けた地域住民の負荷の解消又は軽減を図るという公共的・補償的性格を有する利益性のない事業であるため民間企業参入は困難である。また、移転補償事業、代替地造成事業、再開発整備事業、緑地造成事業及び民家防音事業の各事業間で相互に連携した一体的事業であるため一部事業を切り離し民間企業を参入させることも困難である。		
(4) 他の法人への 移管・一体的 実施		対象となる事務・事業の内容	(緑地造成事業) 空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う。 (移転補償事業) 周辺整備空港の設置者の委託により、第2種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除去により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行う。	(民家防音事業) 周辺整備空港に係る第1種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に関し助成を行う。	(再開発整備事業) 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。 (代替地造成事業) 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転するものための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う。

	移管	移管の可否		否	否	否
		可	移管先	—	—	—
			内容	—	—	—
			理由	—	—	—
	否	移管しない理由		機構の事務・事業は、航空機騒音による障害に係る公共的・補償的性格を有する事業であり、空港周辺の生活環境等を改善する取り組みは、空港の運営上、設置・管理者である国が果たさなければならない責務であり、地方公共団体や他の独立行政法人に移管できる性格のものではなく、地方公共団体においても、空港周辺対策事業は国の責任の下で実施すべきものと認識しており、事業を承継する意思はない。		
	一体的実施	一体的実施の可否		否	否	否
		可	一体的に実施する法人等	—	—	—
			内容	—	—	—
			理由	—	—	—
		否	一体的実施を行わない理由		機構の事務・事業は、大阪国際空港及び福岡空港における騒音判決並びに調停事項を踏まえ、国の責任を履行するため、国からの委託・助成を受けて機構が実施しているもので、これは、騒防法第20条に定める空港周辺整備計画に基づいて実施しているものであり、同様の事務・事業を実施している機関は存在しないことから、他の独立行政法人等との一体的な業務実施が図られるものではない。	

<組織関係>

(5) 特定独立 行政法人関係	非公務員化の可否		非特定独立行政法人として設置されたため該当なし。
	理由		—
(6) 組織面の見直し	見直し案 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)		平成15年10月の独立行政法人への移行後、平成19年4月1日までの間に9名の人員削減(99名→90名)、大阪事業本部において1課削減を行ってきたところであるが、今後も、現中期目標期間中の平成19年度に中村地区整備事業が終了すること、次期中期目標期間中に予定される空港周辺環境対策の見直しや大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえ、効率的な事業執行を図るための組織及び定員の更なる見直しを行っていく。
	理由		空港周辺環境対策事業は、航空機騒音被害を解消・軽減するための補償的事业であり、対策区域に被害住民が居住する限り事業を存続する必要がある、これを廃止すると騒音被害にさらされることにより周辺住民の理解が得られなくなり、円滑な空港運営・航空機の運航に著しく悪影響を及ぼすおそれがあることから、組織を廃止・縮小することは出来ない。

2. 運用の徹底した効率化

(1) 可能な限りの 効率化の徹底	給与水準、人件費の情報公開の状況		国家公務員の給与構造改革を踏まえた役職員の給与体系の見直しを進めることとしており、役職員の報酬・給与等の水準の公表については、ホームページにより公開し、引き続き対外的に説明をすることとしている。
		役職員の給与等の対国家公務員指数 (在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイレース指数)	役職員の給与等の対国家公務員指数 112.6 (在職地域 113.8、学歴構成 111.4、在職地域・学歴構成別 112.7)
		人件費総額の削減状況	平成18年度においては平成17年度比で、107,064千円(10.1%)の削減を行った。
	一般管理費、業務費等	現状(平成19年4月1日現在)	平成18年度において、一般管理費は1,277百万円であり、事業費は14,997百万円であった。
		効率化目標の設定の内容・設定時期	今後も、次期中期計画において事業費及び一般管理費について新たな効率化目標を設定し、目標達成に向けて継続的に取り組む予定である。
	民間委託による経費節減の取組内容		(再開発整備事業) 騒音斉合施設の用地として第三者に貸し付けるための土地の造成、建物建設、これに付随する設計などは、民間事業者との契約により行っている。 (移転補償事業) 補償額算出に先立つ測量、建物調査を民間業者に委託している。なお、建物の移転、除却は、所有者と契約を締結した民間事業者が行うこととなる。 (緑地造成事業) 都市計画手法を用いた緑地整備に伴う移転補償事業は、既述の移転補償事業と同様に、一部業務を民間事業者へ委託している。また、移転補償及び都市計画事業により取得した土地において、造成・植栽などにより緑地帯を整備するに際しても、設計・施工を民間事業者へ委託している。 (民家防音事業) 防音工事、空気調和機の機能回復工事とも、申請者(住民)が希望、あるいは空港周辺整備機構が斡旋した民間事業者と当該申請者個人が個々に契約しているもので、工事の設計・工事監理及び本工事、空気調和機の故障判定等を民間の事業者が行っている。
	情報通信技術による業務運営の効率化の状況		情報通信技術の活用による業務運営の効率性の向上を図る取り組みとして、これまでも民家防音事業における電算システムの改良・更新による事務の効率化等に努めてきたが、今後も引き続き、これらのシステム等の効率性及び有効性に検討を重ね業務運営の改善・向上に努める。
	情報公開の現状		空港周辺整備機構の関連法人はないが、契約内容の情報について、従来から公表している工事のみならず、平成18年10月以降は工事以外についても随意契約の理由を含む情報の公表をホームページで行っている。
	見直しの方向		引き続き情報の公開に努めることとする。

(2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開	関連法人	名称	なし		合計
		契約額			
		うち随意契約額 (%)			
		当該法人への再就職者 (役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)			
	関連法人以外の契約締結先	名称	別表のとおり		合計
		契約額	別表のとおり		8 5 1 , 2 4 6 千円
		うち随意契約額 (%)	別表のとおり		7 2 %
		当該法人への再就職者 (随契の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	0		0
(3) 随意契約の見直し	別紙 2 「独立行政法人における随意契約の見直しについて (依頼) 」 (平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡) に記載				
(4) 保有資産の見直し	別紙 3 に記載				

3. 自主性・自律性確保

(1) 中期目標 の明確化	現状	機構の中期目標においては、事業費削減、一般管理費削減等について数値目標を設定している。
	今後の取組方針	次期中期目標においても引き続き数値目標を設定していくこととしたい。
(2) 国民による 意見の活用	現状	機構の運営、中期目標の達成状況についてはホームページにより公表し、問合せ窓口等を記載し意見を受け付けることにより、国民からの意見の活用を図っている。
	今後の取組方針	引き続き、国民による意見の活用を図っていく。
(3) 業務運営 の体制整備	現状（内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況）	競争入札に際しては一般競争入札における競争参加資格に係る事項を審査する「入札参加者選定審査会」、指名競争入札における指名業者の審議及び決定を行う「指名業者選定委員会」を開催するとともに、事後においては入札及び契約手続きに係る事項の審議並びに意見具申又は勧告等を行う「入札監視委員会」を定期的開催し、コンプライアンスに努めるとともに、関係職員を各委員会等へ同席させることによりコンプライアンスに対する意識徹底を図っている。 また理事会、内部評価委員会等により、業務執行の適法性、効率性等について担保しつつ、さらに監事による厳格な監査を実施していくことにより業務の適正な処理を図っている。
	今後の取組方針	今後とも、これら委員会等の積極的な活用と機会あるごとに職員への周知徹底を行うことにより、コンプライアンス体制の更なる確立を図り、また、ガバナンスを充実させていくこととする。
(4) 管理会計を活用 した運営の 自立化・効率 化・透明化	管理会計の活用状況とその効果	機構の経理は、独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令（平成15年国土交通省令第107号）第15条に基づき大阪固有事業、福岡固有事業、受託事業及びその他事業の4事業の区分により収支管理しており、事業ごとの財務状況の把握に活用するとともに、特に損益の発生する固有事業における繰越欠損金の解消に向けた取り組みに役立てている。
	プロジェクトごとの収支管理の実施状況	大阪固有事業及び福岡固有事業をそれぞれ再開発整備事業及び代替地造成事業に、受託事業を移転補償事業及び緑地造成事業に、その他事業を民家防音事業及び附帯事業にそれぞれ区分し、これらプロジェクトごとの収支管理を行っている。
	今後の取組方針	今後とも、管理会計を活用することにより、自立的な業務運営及びその効率化並びに財務会計情報の一層の充実に役立てることとする。

(5) 自己収入の増大等による財源措置	自己収入の内容（平成１８年度実績）		財源	金額
	共同研究資金		件数	
	利用料			
	寄付金		件数	
	知的財産権		件数種類	
	その他		業務収入（再開発事業貸付料等） 受託金収入（移転補償事業、緑地造成事業） 地方公共団体補助金収入（民家防音事業） 負担金収入（民家防音事業） 雑収入	1,669,579千円 9,417,323千円 141,523千円 620,160千円 20,603千円 11,869,188千円
	計			11,869,188千円
	見直し案		機構の主な自己収入である再開発整備に係る施設貸付料については、相手方の要望を踏まえ機構が施設を建設し、周辺地域の実勢価格を反映した国からの土地賃借料と合わせ賃借人との協議の上で整備した施設の建設費等投資額を基に施設ごとに決定しており、引き続き適正な価格の設定に努めていく。	
(6) 情報公開の取組状況	最近改善した例	情報公開を念頭においた、標準文書ファイル名及び保存期間など、適切な法人文書管理体制のあり方について再検討し、文書管理規程の見直しを実施した。これにより、開示の範囲や方法の明確化による開示請求に対する対応の迅速化を図った。また、ホームページについては機構の事業概要について分かりやすく見て頂けるよう、事業のイメージから始まり、各事業の概要説明、財務情報、機構の役割や経緯、公表資料、入札・契約情報、情報公開の他、機構の全体の動きに関する最新情報や子供向けの事業説明や空港周辺施設の紹介などを、分かりやすく、かつアクセス者が検索しやすいよう構成しており、適宜内容の見直しを行っている。さらに、関係自治体から機構へのホームページのリンク設定など関係自治体への働きかけも行っており、これらの結果、ホームページのアクセス件数が中期計画の目標値（１０％増）を上回る増加率（２６．６％増）を達成するなど、情報開示による透明性の確保に努めている。		
	今後改善を予定している点	業務運営に関する情報開示を図るため、ホームページの構成や内容、特に事業の運営に関するコンテンツの見直し等を行い、より分かりやすく親しみやすい内容により情報の提供を行っていく。		
その他		職員の人事評価については、独立行政法人空港周辺整備機構人事評価規程等を整備し、５月及び１１月の年２回、職員の職務遂行実績及び職員の能力、適性等の評価（自己申告書を基に２次評価まで実施）を実施。また、評価結果については、職員に対するインセンティブとして賞与（年２回）の勤勉手当に係る成績率に反映させている他、人事管理面、職員の能力及び職務能力の向上に活用している。		

第1 横断的視点

(別紙1)

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

府省名	国土交通省
-----	-------

法人名	事業類型(区分)	事務・事業名	見直し実施年度	これまでの主な指摘		措置状況(措置済み、対応中、未措置)	
				内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
独立行政法人 空港周辺整備機構	公共事業執行型	緑地造成事業		全体計画並びにこれを基にした中期計画を作成し、事業の進捗を図る。 共同住宅建設事業については廃止する。 独立行政法人とする。	特殊法人整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)		平成14年度に中期計画を作成し、平成15年度に独立行政法人化。 また、共同住宅建設事業については、事業を廃止し既存の共同住宅は平成17年度に全棟を一括処分した。
		移転補償事業					
	助成事業執行型	民家防音事業					
	資産債務型	再開発整備事業					
		代替地造成事業					
独立行政法人 空港周辺整備機構	公共事業執行型	緑地造成事業		騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの事務・事業が開始以来既に30年を経ていることから、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る具体策を平成19年度以降に検討し、平成20年度に結論を出す。 さらに、共同住宅事業については、2年以内に処分すべきである。	規制改革・民間開放3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)		共同住宅事業については、事業を廃止し既存の共同住宅は平成17年度に全棟を一括して処分した。 また、騒音対策区域・騒音対策の大幅な縮小に向けての更なる見直しについては、平成20年度中に結論を出す予定である。
		移転補償事業					
	助成事業執行型	民家防音事業					
	資産債務型	再開発整備事業					
		代替地造成事業					
独立行政法人 空港周辺整備機構	公共事業執行型	緑地造成事業		騒音対策区域を見直すことはもとより、これらの事務・事業が開始以来既に30年を経ていることから、騒音対策の大幅な縮小に向けて更なる見直しを図る具体策を平成19年度・20年度で検討し、平成20年度に結論を出す。	規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)		騒音対策区域・騒音対策の大幅な縮小に向けての更なる見直しについて、平成20年度中に結論を出す予定である。
		移転補償事業					
	助成事業執行型	民家防音事業					
	資産債務型	再開発整備事業					
		代替地造成事業					

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。

なお、別紙1-2「「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)」に記載の指摘事項はすべて記載してください。

別 表

< 関連法人以外の契約締結先 >

法人名	契約額 (千円)	うち随契割合 (%)	随契・国交省所管 公益法人の場合(人)
アオヤギ(株)	2,979	0.0	0
朝日火災海上保険(株)	2,922	100.0	0
あずさ監査法人	5,025	100.0	0
エヌエス環境(株)	1,313	0.0	0
岡本土木(株)	2,678	100.0	0
(株)旭鑑定補償	1,297	100.0	0
(株)イーディシー	1,764	0.0	0
(株)オオバ	2,615	0.0	0
(株)関西総合補償コンサルタント	1,050	100.0	0
(株)かんぼう	1,974	100.0	0
(株)コバルト技建	1,785	0.0	0
(株)コムリンクス	3,566	100.0	0
(株)サトウファシリティーズコンサル タンツ	3,035	100.0	0
(株)サンコンサル	2,625	0.0	0
(株)ジオ・アカマツ	2,394	100.0	0
(株)涼華園	23,952	0.0	0
(株)ダンチ工業	2,289	0.0	0
(株)デヴァイス藤原	2,741	0.0	0
(株)パスコ	6,353	0.0	0
(株)フジスタッフ大阪支店	24,140	100.0	0
(財)日本不動産研究所	1,297	100.0	0
昭和地下工業(株)	7,245	0.0	0
第一総合技術(株)	2,184	100.0	0
第一復建(株)	11,099	10.4	0
第一法規(株)	1,273	100.0	0
中央開発(株)関西支社	3,150	0.0	0
東洋緑地建設(株)	13,041	0.0	0
ニスコム(株)ビジネスサポート関西第二事 業部	16,094	0.0	0
日本クリエイティング・コア(株)	2,258	100.0	0
日本コンピュータ・ダイナミクス(株)	1,995	100.0	0
日本地研(株)	3,675	0.0	0
阪神測量(株)	4,515	0.0	0
三菱ビルテクノサービス(株)	1,672	100.0	0
(株)NIKKO	3,150	0.0	0
(株)アイテクノ	4,410	0.0	0
(株)エイトコンサルタント関西支社	1,155	100.0	0
(株)大田建築事務所	1,890	100.0	0

(株)補償工学研究所	4,673	0.0	0
(株)宮本商店	28,928	0.0	0
(株)村田組	91,350	0.0	0
日本電子計算(株)大阪支店	6967.8	100.0	0
近畿財務局神戸財務事務所	450,000	100.0	0
名古屋東部陸運(株)	2,100	100.0	0
マツダ(株)	55,564	100.0	0
松谷化学工業(株)	1,155	100.0	0
(株)武庫設備	33,915	100.0	0
合計	851,246	72.0	

随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。

- (注) 1. 契約額は契約ごとに四捨五入しているため、合計に合致しない。
2. 収入に関する契約を除く。

独立行政法人の整理合理化案様式

1.公共事業等執行型

単位：千円）

法人名		独立行政法人 空港周辺整備機構		府省名	国土交通省
事務・事業の名称		緑地造成事業及び移転補償事業			
事務・事業の内容		・空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行う事業 ・周辺整備空港の設置者の委託により、第2種区域指定の際現に所在する建物等の移転又は除去により生ずる損失の補償及び土地の買入れに関する事務を行う事業			
国からの財政支出額		国からの受託事業であるため該当しない		支出予算額	6,719,269
対19年度当初予算増減額		－		対19年度当初予算増減額	2,924,148
見直しの方向性及び当該措置による効果	契約（競争入札）の信頼性確保（ ）		競争入札に際しては一般競争入札における競争参加資格に係る事項を審査する「入札参加者選定審査会」、指名競争入札における指名業者の審議及び決定を行う「指名業者選定委員会」を開催するとともに、事後においては入札及び契約手続きに係る事項の審議並びに意見具申又は勧告等を行う「入札監視委員会」を定期的開催し、コンプライアンスに努めるとともに、関係職員を各委員会等へ同席させることによりコンプライアンスに対する意識徹底を図っている。 今後とも、これら委員会等の積極的な活用と機会あるごとに職員への周知徹底を行うことにより、コンプライアンス体制の更なる確立を図る。		
	事業効果（事前事後）（ ）	実施状況	「独立行政法人空港周辺整備機構の業務実績等内部評価に関する運用方針」に基づき、内部評価委員会が年度ごとの機構事業の実施状況の調査及び分析を行うことにより、事業が効率的・効果的に実施されているかどうか評価している。		
		見直し案	業務の質を高め、国民に対するサービスの向上を図るとともに、説明責任を果たし、事業執行の透明性を確保する観点から、より分かりやすい指標によって評価し、事業執行にフィードバックできるよう検討する。		
		公表状況	各年度ごとに評価委員会における業務実績報告書及び業務実績評価結果について、ホームページにより公表している。		
		見直し案	今後とも、透明性を確保する観点から、事業が効率的・効果的に実施されているか国民に分かりやすいものとなるよう、公表内容・範囲を見直す等情報公開を積極的に実施していく。		
	受益者負担の適正化（ ）		円滑な空港運営は、空港周辺環境対策により実現されているものであり、設置管理者である国のみならず、受益の範囲は、航空会社、空港利用者、さらには国民全体に及ぶものである。 なお、騒音被害者は、空港運営により生ずる外部不経済による損失を補償されているものであり、受益者ではない。		
	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、積極的な事業の廃止・縮小（ ）		空港周辺環境対策事業は、航空機騒音被害を解消・軽減するための補償的事業であり、対策区域に被害住民が居住する限り事業を存続する必要があり、これを廃止すると騒音被害にさらされることにより周辺住民の理解が得られなくなり、円滑な空港運営・航空機の運航に著しく悪影響を及ぼすおそれがあることから、事務・事業を廃止・縮小することは出来ない。 なお、見直しの方向性及び具体的な措置として、次期中期目標期間中に想定される空港周辺環境対策の見直しや、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえて、事業執行の更なる効率化等を検討する。		
	経費削減（ ）	透明性確保と無駄な取引排除や	関係の補連補助金・人等との取引等との間に透明性確保	実施状況	空港周辺整備機構の関連法人はないが、契約内容の情報について、従来から公表している工事のみならず、平成18年10月以降は工事以外についても随意契約の理由を含む情報の公表をホームページで行っている。
随意契約の見直しや官民競争入札等の活用などによる無駄な取引の排除や経費削減		見直し方針	引き続き情報の公開に努めていくこととする。		
		工事において一般競争入札の対象としている1千万円以上の基準の引き下げを検討するとともに、その他についても国等の動向を踏まえつつ適切に対処する。 また、工事以外についても平成19年度より随意契約ができる限度額を引き下げて国の基準に合わせるにより随意契約の見直しを行い、経費の削減に努めている。			

独立行政法人の整理合理化案様式

2.助成事業等執行型

(単位：千円)

法人名		独立行政法人 空港周辺整備機構		府省名	国土交通省
(助成・給付型)					
事務・事業の名称		民家防音事業			
事務・事業の内容		周辺整備空港に係る第1種区域指定の際現に所在する住宅についてその所有者等が行う住宅防音工事に関し助成を行う事業			
国からの財政支出額		2,016,473	支出予算額		2,873,594
対19年度当初予算増減額		588,617	対19年度当初予算増減額		890,854
事業の廃止・縮小とトータルコストの最小化()	事業の廃止・縮小	歳出削減の観点や国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地を踏まえた、事務・事業の廃止、縮小の検討			
		理由 次期中期目標期間中に想定される空港周辺環境対策の見直しや、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しを踏まえて、事業執行の更なる効率化等を検討する。			
	トータルコスト最小化への見直し	理由 空港周辺環境対策事業は、航空機騒音被害を解消・軽減するための補償的事業であり、対策区域に被害住民が居住する限り事業を存続する必要がある、これを廃止すると騒音被害にさらされることにより周辺住民の理解が得られなくなり、円滑な空港運営・航空機の運航に著しく悪影響を及ぼすおそれがあることから、事務・事業を廃止・縮小することは出来ない。			
		欠損金が発生しうる場合の仕組の概要 当該事業は「住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱」に基づき実施している事業であり、機構が実施した事業に対し全額国からの補助金等により費用負担されるので損失は発生しない。			
		繰越欠損金の額 (H18年度末) -			
		発生理由 (H18年度) -			
		発生した場合の処理方針 -			
		繰越欠損金の推移 -			
見直し案 -					
成果・効果を最大化しつつ将来見込まれる財政負担を含めたトータルコストを最小化するための見直し		民家防音事業は、「住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱」に基づき実施しているものであるが、工事単価等について、騒音の状況、物価変動等を踏まえた不断の見直しを行ってきた。今後も引き続き必要に応じ見直しを行っていくこととしている。			
事業効果(事前、事後)()	実施状況		「独立行政法人空港周辺整備機構の業務実績等内部評価に関する運用方針」に基づき、内部評価委員会が年度ごとの機構事業の実施状況の調査及び分析を行うことにより、事業が効率的・効果的に実施されているかどうか評価している。		
	見直し案		業務の質を高め、国民に対するサービスの向上を図るとともに、説明責任を果たし、事業執行の透明性を確保する観点から、より分かりやすい指標によって評価し、事業執行にフィードバックできるよう検討する。		
	公表状況・公表方法		各年度ごとに評価委員会における業務実績報告書及び業務実績評価結果について、ホームページにより公表している。		
	見直し案		今後とも、透明性を確保する観点から、事業が効率的・効果的に実施されているか国民に分かりやすいものとなるよう、公表内容・範囲を見直す等情報公開を積極的に実施していく。		

助成・ 給付基 準 ()	基準の名称・根拠	住宅騒音防止対策事業費補助金交付要綱
	対象者の要件	騒防法第8条の2に規定する第1種区域に当該区域の指定の際現に所在する住宅の所有者等が騒音防止工事を行う場合において、これらの者に対し当該工事に必要な経費の全部又は一部を補助する。
	金額の算定方法	別紙「住宅騒音防止対策事業における負担の内訳」のとおり
	見直し案	今後の補助制度の見直しの方向性を踏まえつつ、更なる効率化を図る。
	基準の公表状況、公表方法	本事業は申請に基づいて行われるものであることから、空港周辺整備機構のホームページにおいて、工事内容の詳細等にも触れながら紹介するとともに、関係自治体の広報誌を通して周知を図っている。
	見直し案	今後も引き続き、ホームページ及び関係自治体の広報誌を活かしつつ周知に努める。
	民間委託等の検討	空港周辺環境対策事業は、航空機騒音を生じさせる空港の設置・管理者が被害を受けた地域住民の負担の解消又は軽減を図るという公共的・補償的性格を有する利益性のない事業であり民家委託することは困難である。また、移転補償事業、代替地造成事業、再開発整備事業、緑地造成事業及び民家防音事業の各事業間で相互に連携した一体的事業であり、一部事業を切り離し民間委託することも困難である。
	その他の見直し案	これまでの工事積算方法が複雑で積算に時間を要していたため、これを簡略化する等により、事務手続きの迅速化・効率化を図る。

住 宅 騒 音 防 止 対 策 事 業 に お け る 負 担 の 内 訳

住宅の防音工事

1. 事業費が定額以下の場合

国

定 額

限度額

2. 事業費が定額を超え、限度額以下の場合

国	国 50/100
	地方 50/100

3. 事業費が定額を超え、限度額以上の場合

国	国 50/100	住民負担
	地方 50/100	

機能回復・再更新工事

1. 事業費が定額以下の場合

国	住 民 基本負担額
---	--------------

定 額

限度額

機能回復工事の住民基本負担額は標準的な事業費の20%

再更新工事の住民基本負担額は標準的な事業費の25%

2. 事業費が定額を超え、限度額以下の場合

国	住 民 基本負担額	国 50/100
		地方 50/100

3. 事業が限度額を超える場合(住民の都合により限度額を超える場合)

国	住 民 基本負担額	国 50/100	住民負担
		地方 50/100	

4. 事業が限度額を超える特殊工事(建物の構造上やむを得ず限度額を超える場合)

国	住 民 基本負担額	国 50/100	国 70/100	← 65/100(再更新)
		地方 50/100	地方 10/100	← 10/100(再更新)
			住民 20/100	← 25/100(再更新)

告示日後住宅の防音工事

1. 事業費が定額以下の場合

国	
国	住民基本負担額

定 額

限度額

◀ 空気調和機の工事費を除く工事費

◀ 空気調和工事の住民基本負担額は標準的な事業費の20%

2. 事業費が定額を超え、限度額以下の場合

国	住民基本負担額	国 50/100
		地方 50/100
国	住民基本負担額	国 50/100
		地方 50/100

3. 事業が限度額を超える場合(住民の都合により限度額を超える場合)

国	住民基本負担額	国 50/100	住民負担
		地方 50/100	
国	住民基本負担額	国 50/100	
		地方 50/100	

4. 生活保護世帯における告示日後住宅防音工事の場合

国	住民基本負担額	国 50/100	住民負担
		地方 50/100	
国	国 75/100 地方 25/100	国 50/100	
		地方 50/100	

住民基本負担額を国と地方で負担する。

独立行政法人の整理合理化案様式

3.資産債務型

(単位：千円)

法人名	独立行政法人 空港周辺整備機構	府省名	国土交通省
資産との関連を有する事務・事業の名称	再開発整備事業及び代替地造成事業		
資産との関連を有する事務・事業の内容	・ 空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う事業 ・ 空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第1種区域内から住居を移転するものための住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行う事業		
国からの財政支出額	105,757	支出予算額	767,076
対19年度当初予算増減額	18,539	対19年度当初予算増減額	146,014
資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等	当事業に関する平成18年3月31日現在の金融資産は、現金及び預金1,780百万円、有価証券1,000百万円、投資有価証券393百万円であり、保有する金融資産は、長期預り金及び未払金財源等業務を執行するために通常保有する必要がある資産であり、不要な資産はない。		

(別紙3)

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名： 国土交通省		独立行政法人名：(独)空港周辺整備機構					
No.	施 設 名 等	所 在 地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
1	駐車場	3	大阪府豊中市原田南 1 - 1 4 5 - 1	1	2	859	
2	駐車場	3	兵庫県伊丹市北伊丹 2 - 1 1 7	1	2	536	
3	店 舗	3	兵庫県伊丹市北伊丹 5 - 7 0 - 1 外	1	2	21,619	11,000
4	駐車場	3	兵庫県伊丹市森本 7 - 1 1 5	1	2	537	
5	駐車場	3	兵庫県伊丹市岩屋 1 - 6 2 8 外	1	2	1,909	
6	駐車場	3	兵庫県伊丹市岩屋 1 - 5 4 3 外	1	2	2,087	
7	店舗兼倉庫	3	兵庫県伊丹市北伊丹 5 - 2 8 - 3 外	1	2	2,942	846
8	駐車場	3	兵庫県伊丹市下河原 2 - 3 5 1 - 1 外	1	4	2,871	
9	災害救助犬等訓練施設	3	兵庫県伊丹市下河原 2 - 3 7 1 - 1	1	2	1,670	
10	駐車場	3	兵庫県伊丹市森本 7 - 9 8 - 3 外	1	2	810	
11	資材置場	3	兵庫県伊丹市森本 8 - 5 9 外	1	2	937	
12	店 舗	3	兵庫県伊丹市北伊丹 5 - 9 6 - 1 外	1	2	7,768	2,248
13	作業所	3	兵庫県伊丹市北伊丹 5 - 9 6 - 1 外	1	2		1,004
14	倉 庫	3	兵庫県伊丹市北伊丹 5 - 9 6 - 1 外	1	2		50
15	駐車場	3	兵庫県伊丹市北河原 3 - 1 3 0 外	1	2	7,257	
16	駐車場	3	兵庫県伊丹市森本 9 - 3 7 0 - 4	1	2	578	
17	駐車場	3	兵庫県伊丹市桑津 2 - 4 7 9 - 1	1	2	126	
18	駐車場	3	大阪府豊中市原田南 1 - 1 8 . 1 9	1	2	240	
19	駐車場	3	兵庫県伊丹市北河原 3 - 8 2	1	2	999	
20	駐車場	3	兵庫県伊丹市岩屋 1 - 2 4 3 外	1	2	1,751	
21	駐車場	3	大阪府豊中市穂積 2 - 4 0 4 - 1 外	1	2	806	
22	倉 庫	3	兵庫県伊丹市森本 7 - 1 0 8 - 1 外	1	2	2,694	1,585
23	事務所	3	兵庫県伊丹市森本 8 - 4 0 外	1	2	1,101	61
24	駐車場	3	福岡市博多区吉塚 8 丁目 1 8 1 外	1	2	232	
25	作業所	3	福岡市東区社領 2 丁目 1 0 - 2	1	2	360	
26	駐車場	3	福岡市東区社領 2 丁目 1 - 5	1	2	194	
27	駐車場	3	福岡市博多区吉塚 8 丁目 1 2 1 - 1 外	1	2	593	

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名：国土交通省			独立行政法人名：(独)空港周辺整備機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
28	事務所	3	福岡市東区社領3丁目17-11外	1	2	1,084	81
29	車庫	3	福岡市東区社領3丁目17-11外	1	2		72
30	構築物	3	福岡市東区社領3丁目17-11外	1	2		
31	駐車場	3	福岡市東区二又瀬9-18	1	2	84	
32	事務所	3	福岡市東区社領3丁目13-5外	1	2	915	39
33	車庫	3	福岡市東区社領3丁目13-5外	1	2		96
34	構築物	3	福岡市東区社領3丁目13-5外	1	2		
35	事務所	3	福岡市東区社領3丁目4-8	1	2	435	200
36	駐車場	3	福岡市東区二又瀬10-10外	1	2	204	
37	駐車場	3	福岡市博多区吉塚8丁目121-2外	1	2	591	
38	駐車場	3	福岡市東区社領2丁目5-18	1	2	229	
39	倉庫	3	福岡市東区社領2丁目19-5	1	2	1,102	465
40	作業所	3	福岡市東区社領3丁目12-1	1	2	576	322
41	駐車場	3	福岡市東区社領2丁目17-9外	1	2	1,058	
42	駐車場	3	福岡市東区二又瀬10-20外	1	2	129	
43	事務所	3	福岡市東区社領3丁目5-2外	1	2	1,042	170
44	作業所	3	福岡市東区社領3丁目5-2外	1	2		256
45	構築物	3	福岡市東区社領3丁目5-2外	1	2		
46	駐車場	3	福岡市東区社領3丁目14-8	1	2	321	
47	駐車場	3	福岡市東区社領2丁目1-5	1	2	216	
48	作業所	3	福岡市東区社領3丁目7-4外	1	2	2,811	1,398
49	車庫	3	福岡市東区社領3丁目7-4外	1	2		87
50	倉庫	3	福岡市東区社領2丁目14-2外	1	2	1,858	875
51	倉庫	3	福岡市東区社領2丁目14-2外	1	2		123
52	事務所	3	福岡市東区社領3丁目2-1外	1	2	726	40
53	作業所	3	福岡市東区社領3丁目2-1外	1	2		378
54	構築物	3	福岡市東区社領3丁目2-1外	1	2		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

府省名：国土交通省			独立行政法人名：(独)空港周辺整備機構				
No.	施設名等	所在地		合同形態	敷地	敷地面積 (㎡)	建面積 (㎡)
		区分					
55	駐車場	3	福岡市東区筥松1丁目1-1外	1	2	519	
56	駐車場	3	福岡市東区筥松1丁目2-1	1	2	156	
57	駐車場	3	福岡市東区社領2丁目5-5	1	2	413	
58	駐車場	3	福岡市東区社領2丁目19-19	1	2	234	
59	駐車場	3	福岡市博多区東平尾3丁目512-1外	1	2	1,837	
60	駐車場	3	大野城市仲畑1丁目14	1	2	450	
61	駐車場	3	大野城市大字畑詰269-1	1	2	170	
62	駐車場	3	福岡市東区社領2丁目11-5	1	2	136	
63	駐車場	3	福岡市東区社領3丁目3-1	1	2	417	
64	駐車場	3	福岡市博多区東平尾3丁目495-1	1	2	771	
65	店舗	3	福岡市博多区大井2丁目2-1外	1	2	17,758	10,930
66	駐車場	3	福岡市博多区榎田1丁目4-18	1	2	946	
67	駐車場	3	福岡市博多区吉塚8丁目4-48	1	2	4,345	
68	駐車場	3	福岡市博多区東平尾1丁目676-5外	1	2	91	
69	駐車場	3	福岡市東区二又瀬14-9	1	2	106	
70	駐車場	3	福岡市東区社領3丁目10-2外	1	2	1,414	

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

[illegible]

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	延面積 (㎡)	建築年次	建築年次	経年	経年	耐用年数	階層	法規制			利用率
		(新)	(古)	(新)	(古)			用途地域	建ぺい率	容積率	
55											
56											
57											
58											
59											
60											
61											
62											
63											
64											
65	39,143	2001		5		31	5	準工業地域 市街化調整区	70%	200%	110%
66											
67											
68											
69											
70											

№3、№7、№24～№70の耐用年数については、独立行政法人移行時点(2003.10.1)での中古資産の耐用年数を記載。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
1		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
2		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
3		1,645		1,535	110		9	1 (再開発整備事業)		
4		2			2		9	1 (再開発整備事業)		
5		3			3		9	1 (再開発整備事業)		
6		15			15		9	1 (再開発整備事業)		
7		136		111	25		9	1 (再開発整備事業)		
8		25	22		3	62	9	1 (再開発整備事業)		
9		10			10		9	1 (再開発整備事業)		
10		3			3		9	1 (再開発整備事業)		
11		5			5		9	1 (再開発整備事業)		
12		160		160			9	1 (再開発整備事業)		
13		47		47			9	1 (再開発整備事業)		
14		2		2			9	1 (再開発整備事業)		
15		9			9		9	1 (再開発整備事業)		
16		4			4		9	1 (再開発整備事業)		
17		1			1		9	1 (再開発整備事業)		
18		3			3		9	1 (再開発整備事業)		
19		4			4		9	1 (再開発整備事業)		
20		15			15		9	1 (再開発整備事業)		
21		8			8		9	1 (再開発整備事業)		
22		149		126	23		9	1 (再開発整備事業)		
23		21		12	9		9	1 (再開発整備事業)		
24		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
25		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
26		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
27		0			0		9	1 (再開発整備事業)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
28		4		4			9	1 (再開発整備事業)		
29		1		1			9	1 (再開発整備事業)		
30		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
31		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
32		3		3			9	1 (再開発整備事業)		
33		1		1			9	1 (再開発整備事業)		
34		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
35		11		11	0		9	1 (再開発整備事業)		
36		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
37		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
38		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
39		12		12	0		9	1 (再開発整備事業)		
40		14		14	0		9	1 (再開発整備事業)		
41		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
42		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
43		8		8			9	1 (再開発整備事業)		
44		12		12			9	1 (再開発整備事業)		
45		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
46		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
47		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
48		83		83	0		9	1 (再開発整備事業)		
49		6		6			9	1 (再開発整備事業)		
50		58		58	0		9	1 (再開発整備事業)		
51		9		9			9	1 (再開発整備事業)		
52		4		4			9	1 (再開発整備事業)		
53		21		21			9	1 (再開発整備事業)		
54					0		9	1 (再開発整備事業)		

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

No.	合 築 等	B / S 価 格 (百万円)				正面路線 価(千円)	用途	保有目的	隣 接 庁 舎 名	耐震
		計	土地	建物	その他					
55					0		9	1 (再開発整備事業)		
56		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
57		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
58		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
59		3			3		9	1 (再開発整備事業)		
60		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
61		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
62		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
63		1			1		9	1 (再開発整備事業)		
64		3			3		9	1 (再開発整備事業)		
65		1,453		1,414	39		9	1 (再開発整備事業)		
66		3			3		9	1 (再開発整備事業)		
67		9			9		9	1 (再開発整備事業)		
68		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
69		0			0		9	1 (再開発整備事業)		
70		8			8		9	1 (再開発整備事業)		

金額及び面積は、施設毎に単位未満を四捨五入している。

実物資産の処分に係わる具体的措置(その)

法人名	(独) 空港周辺整備機構		府省名	国土交通省	
No.	1～70	施設名	再開発整備事業施設(店舗等)	用途	9(再開発整備事業施設)
○ 事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性 事務事業の見直しに伴い売却処分する資産はない。					
○ 売却する場合、売却予定時期：- ○ 自らの保有が必要不可欠な理由 観点1：資産の利用度等の観点（資産の利用頻度の低い順に優先的に処分を進めていく。） 機構が保有する資産は、全て再開発整備事業に係る建物等の施設であり、また当該施設は事業者・地域のニーズに応じて騒音斉合施設を整備して現に貸し付けているものであり、機構自らが利用するための事務所等の資産は保有していない。 観点2：有効利用可能性の多寡の観点（現状の利用度と比較して、今後の有効利用の可能性が高い場合は、資産の利用度の低い順にかかわらず、処分を検討） 再開発整備事業に係る施設は、事業者・地域のニーズに応じて、騒音斉合施設を整備して貸し付けており、借受け者のニーズを踏まえた中で最も有効な利用を図っているものである。 観点3：効果的な処分の観点 機構は、国又は他の法人が保有する資産と一体処分する資産は保有していない。 観点4：売却後に代替資産の利用が予定される場合には経済合理性の観点 機構が保有する資産は、全て再開発整備事業に係る建物等の施設であり、また当該施設は事業者・地域のニーズに応じて騒音斉合施設を整備して現に貸し付けているものであり、機構自らが利用するための事務所等の資産は保有していない。					

金融資産の処分に係わる具体的措置(その)

所管する府省庁名を記入

法人名	独) 空港周辺整備機構		府省名	国土交通省		
○ 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)						
A	合 計	:	5,897 百万円	内 貸付金	:	- 百万円
				内 割賦債権	:	- 百万円
	B 現金及び預金	:	2,830 百万円			
	C 有価証券	:	1,060 百万円			
	D 受取手形	:	- 百万円	内 貸付金	:	- 百万円
	E 売掛金(未収金)	:	284 百万円	内 割賦債権	:	- 百万円
	F 投資有価証券	:	1,724 百万円			
	G 関係会社	:	- 百万円	… 関係会社株式		
	H 関係会社	:	- 百万円	… その他の関係会社有価証券		
	I 長期貸付金	:	- 百万円	… J・K以外の長期貸付金		
	J 長期貸付金	:	- 百万円	… 役員又は職員に対するもの		
	K 長期貸付金	:	- 百万円	… 関係法人に対するもの		
	L 破綻債権等	:	- 百万円	内 貸付金	:	- 百万円
				内 割賦債権	:	- 百万円
	M 積立金	:	- 百万円			
	N 出資金	:	- 百万円			

金融資産の処分に係る具体的措置(その)

法人名	独) 空港周辺整備機構	府省名	国土交通省
○ 受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性 平成17年度末に発生している未収金は、受託事業である移転補償事業及び緑地造成事業に関する国及び地方公共団体の受託金並びに民家防音事業に関する地方公共団体からの補助金等であり、収益性のある大阪固有事業及び福岡固有事業においては未収金は発生していない。			
○ 不良化している債権(L)の早期処分の方向性 該当なし			
○ 既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性 該当なし			
○ 政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性 該当なし			